

「県の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

- A：素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
- B：今後の施策を進めるうえで実施又は参考とするもの
- C：意見を受けて素案を修正したもの
- D：素案に取り入れなかったもの
- E：既に法令等により規定されているもの

	提出されたご意見の概要	県の考え方
1	人への危害防止の観点から、犬の首輪抜けによる逸走を防ぐよう飼主へ指導を強化すべき。	現状でも指導を実施しておりますが、今後も啓発を行っていきます。本計画においては、犬の咬傷事故の未然防止の徹底として指導することとしております。 A
2	虐待を疑う事例が発生した場合に、関係機関及び団体と連携した対応ができるような体制整備をすべき。	本計画において、動物の遺棄・虐待への対応として体制整備することとしております。 A
3	虐待や動物愛護管理法違反事例では、必要に応じて、動物の保護及びその所有権を剥奪すべき。	本計画は、新たな制裁措置を導入する性格のものではありません。 D
4	「動物あいごダイヤル」のようなものを設けて、動物に関する相談を受けてはどうか。	愛護センター及び保健所において相談を受け付けています。 A
5	野良犬や野良ねこが多くいる場所では、地元警察が巡回を行い、地域と動物の安全を確保するよう努めるべき。	状況に応じた対応を検討してまいります。 B
6	地域の獣医師たちによる学校飼育動物の「学校かかりつけ獣医師」体制を推進し、学校飼育動物の普及活動を支援してはどうか。	本計画において、獣医師会との連携を図り、相談への対応をすることとしておりますが、今後、関係機関・団体との協議において、ご意見を参考にさせていただきます。 B
7	学校で飼われているウサギなどについて、避妊去勢手術も行うようにすべき。おすとめすを分けただけでは不十分である。手術を通して、新たな教育もできるはずである。	具体的な手法については、計画の実施にあたり検討してまいります。 B
8	動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布してはどうか。	具体的な手法については、計画の実施にあたり検討してまいります。 B
9	子供に対しても、センターで行われている殺処分について知らせるべきではないか。	具体的な手法については、計画の実施にあたり検討してまいります。 B
10	学校教育において、社会科の見学コースに動物収容施設を入れるべき。	具体的な手法については、計画の実施にあたり検討してまいります。 B
11	動物愛護管理のあり方を、学校での授業の一環に盛り込んで行くよう教育局との協力体制を整備する。	本計画において、教育現場における普及啓発を支援することとしております。 A
12	凶悪犯罪を未然に防ぐため、学校が主体となって動物との触れあいの場を設け、教育者が子供の変化を記録し、不審な行動や発言があった場合は、専門機関へ相談することが出来るよう相談窓口を設ける。	実施内容の詳細については、計画に基づき実施主体が検討することとなります。 B D
13	教育者にも動物愛護の教育を徹底すべき。	本計画において、学校飼育動物の適正飼養の研修の実施をすることとしており、今後、教育現場との協力体制を整備していくことを考えています。 B
14	獣医師に、子供たち、父母、教師に対し、動物愛護に関する出張教室等の講義をしてもらってはどうか。	本計画において、教育現場での普及啓発を進めることとしており、計画の実施にあたって、ご意見も参考にさせていただきます。 B
15	悪質な動物取扱業者に対する業務停止命令を追加してほしい。	動物愛護管理法で規定されています。 E
16	不適切な取扱いをしている動物取扱業者の通報先を広報すべき。	ポスター、パンフレット、ホームページにより広報しており、今後も継続してまいります。 A B

17	動物取扱業者が、病気の動物を治療しなかったり、商品価値がないことを理由に殺傷した場合には、動物虐待として取り扱うべき。	動物愛護管理法に基づき対応いたします。	E
18	動物を適正飼養しているか否かの基準を厳しく設け、定期検査を行政が行うべき。	法令に基づく基準が遵守されているか、定期的な立入調査を実施します。	E
19	動物取扱業者に対し、定期的な事前連絡なしの立ち入り検査を実施し、悪質劣悪なものに対しては登録を抹消し、他の地域でも営業を再開できないようデータなどを他の地域とも共有する。	法令に基づく基準が遵守されているか、定期的な立入調査を実施し、違反がある場合には厳正に対処いたします。	E
20	動物取扱業者における立入検査を半年に1回の頻度で実施。	本計画は新たな基準を定めるものではありませんが、効果的な立入指導ができるよう努めます。	A
21	動物取扱業者への徹底した指導、監視を行い、悪質業者には登録取消し処分にしてほしい。	法令に基づく基準が遵守されているか、定期的な立入調査を実施し、違反がある場合には厳正に対処いたします。	A
22	動物取扱業者が、動物を処分するためにセンター等へ持ち込む場合は、引取手数料を高額化すべき。また厳罰な制裁を与えることとする。	業者からの動物の引取り依頼については、今後対策を講じることとしておりますが、ご意見も参考に検討させていただきたいと考えています。	B
23	業者を登録制にし、一度でも持ち込もうとした場合には登録を剥奪する事とする。また持ち込み料を払いたくないが為に動物を連れ帰った場合、虐待を加えたり遺棄する可能性も高いので、そうした業者のチェックをすることも必要。	業者からの動物の引取り依頼については、今後対策を講じることとしております。	B
24	繁殖業者ひとりあたりの繁殖数を制限すべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
25	乱繁殖は虐待として扱うべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
26	繁殖を行う個体の年齢を制限する。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
27	繁殖の頻度に条件をつけるべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
28	販売動物については、生年月日とともに、繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導すべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
29	動物取扱業者が動物を販売する際に、ペット購入者の家族構成・ライフスタイルなどを考慮し、購入者に合った犬種を勧めるよう指導すべき。成犬になったときの大きさや、性格なども十分に説明し、困ったことがあれば、その後のフォローもする体制を作るべき。	本計画において、動物取扱業者が購入者に対し説明を行うよう指導することとしております。	A
30	動物取扱業者が動物を販売する際に、購入者から遺棄や虐待を防止するような契約書をとるようにすべき。	遺棄や虐待防止策を検討することとしておりますが、本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
31	動物取扱業者が動物を販売する際に、購入者の名前・住所などは記入させ、保管するべき。	法令で規定されています。	E
32	動物の販売時には、購入者負担によるマイクロチップの装着を義務づけてほしい。	個体識別措置の一措置として推進していくこととしておりますが、本計画は、新たな義務を課すものではありません。	D
33	動物取扱業者に対して、顧客への不妊・去勢手術の推進及び飼主の遵守事項などの啓発を行うよう指導する。	法令に規定されており、動物取扱者講習等において指導しています。本計画においても実施することとしております。	A
34	業者による動物の繁殖を禁止してほしい。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
35	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取扱業の登録を必要とすべき。	動物愛護管理法で規定されています。	E
36	生後3か月未満のこ犬こねこの販売を禁止すべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
37	繁殖業者において、繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として、適切な環境で終生穏やかに幸せに愛情をかけて飼育を行うべき。	今後の参考とさせていただきます。	B

38	インターネットでの生体販売を禁止してほしい。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
39	動物販売産業の新規出店、開業を禁止してほしい。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
40	市町村担当職員や警察関係者の教育啓蒙をしてほしい。	計画において、実施することとしています。	A
41	狂犬病予防法により登録・注射は義務であること、不妊・去勢手術の必要性及び遺棄は犯罪であることを、市町村の広報紙などに載せて、飼主としての責務や終生飼養を普及啓発すべき。	本計画において、普及啓発を実施することとしております。具体的な手法については、計画の実施にあたり検討してまいります。	A
42	遺棄を未然に防止する為、市町村の広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨てねこの多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫してほしい。	本計画において、普及啓発の方法について検討することとしております。	A B
43	「動物愛護フェスティバル」のような動物愛護週間事業を定期的に愛媛県の都市部で実施してほしい。	実施場所の拡大について、計画に盛り込む方向で検討します。 「施策1 適正飼養の普及啓発の強化」の「普及啓発活動の場の拡大」中、「しつけ方教室等適正飼養に関するイベントの開催場所を動物愛護センターだけでなく、県内の各地で開催できるような体制を整えます。」を「しつけ方教室、動物愛護週間行事等適正飼養に関するイベントの開催場所を動物愛護センターだけでなく、県内の各地で開催できるような体制を整えます。」に修正します。	B C
44	殺処分（並びに動物実験に）に関するパネル展を市役所・図書館などで開催し、広報などでも実態を訴える写真などを掲載してほしい。	啓発の一方法として、ご意見を参考にさせていただきます。	A B
45	適正飼養に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実、町内会などの回覧板を利用するなど、効果的な啓発に努める。	本計画において、普及啓発を実施することとしております。ご意見も参考に効果的な啓発を実施したいと考えています。	A
46	自治会等の単位で適正飼養に取り組む 自治会等の単位の適正飼養に対するルール作りを支援し、地域で取り組む。 自治会長等に適正飼養に関する講習会を受講させる。 自治会等の中からモデル地域を選び、その活動を紹介する。模範となるような地域を優良地域として表彰する。 高齢者や一人暮らしの人の動物の飼育の実態を調査しておき、有事に自治会等で取り組めるような体制を整備しておく。 行政・愛護団体・ボランティアは、これに協力、支援する。	啓発の一方法として、ご意見を参考にさせていただきます。	B
47	成犬の譲渡等を進めてほしい。	今後より一層の推進に努めます。	A B
48	保健所の職員の十分な教育が重要である。	研修会等での情報提供、意識向上等に努めます。	A
49	回覧板などを利用して、不妊の徹底、放し飼いの禁止を強く訴え、遺棄などは犯罪であることを県民に浸透させてほしい。	本計画において、普及啓発することとしております。ご意見も参考に効果的な啓発を実施したいと考えています。	A
50	処分施設の公開は、大変よいと思います。是非推進してください。		A
51	「希望者に動物愛護センターの処分施設を公開する」とのことですが、多くの方が現状を知ること、改善への動きが生まれます。 犬ねこの遺棄や引取りの現状を具体的にデータ化し、どこに問題があるかを確認できるような啓発プログラムを開発してほしい。	現在、犬ねこの引取り時に調査を実施しており、現状の把握と対策の検討に努めているところです。	A B
52	愛護センターや動物愛護団体の活動等について、知らない人が多く、より一層の啓発が必要。	今後より一層の啓発に努めます。	A B

53	パンフレットによるあらゆる世代へ適正飼養の普及啓発をすべき。	ご意見も参考に効果的な啓発を実施したいと考えています。	A
54	高齢者が動物を飼養する場合のガイドライン等を作成し、自治会やボランティアを通して啓蒙活動、サポート活動を行うべき。	ご意見を参考に今後検討してまいります。	B
55	狂犬病の集団接種などで鑑札を渡す際に、首輪につけることをその場で強制すべき。	今後より一層の啓発、指導に努めますが、本計画は、新たな義務を課すものではありません。	D
56	動物病院において、個体識別措置の普及啓発、指導等を推進すべき。	啓発の一方法として、ご意見を参考にさせていただきます。	A B
57	回覧板等により迷子札の重要性を周知すべき。	啓発の一方法として、ご意見を参考にさせていただきます。	A B
58	動物が迷子になった場合、マイクロチップは見えないため、迷子札をつけることを推進すべき。	現在、国においてもマイクロチップの普及を推進しているところではありますが、迷子札の推進を妨げるものではありません。ご意見のとおり、マイクロチップと目に見える個体識別措置の双方を行うことが理想と考えています。	A B
59	迷子札による所有者明示を義務付ける。	個体識別措置の実施について、今後より一層の啓発に努めますが、本計画は、新たな義務を課すものではありません。	D
60	首輪の製造にあたって迷子札をつけるようにしておくことを義務化してほしい。	個体識別措置の実施について、今後より一層の啓発に努めますが、本計画は、新たな義務を課すものではありません。	D
61	災害発生時の対策として、特定動物飼養施設、動物取扱業による多頭飼育施設、実験動物施設、畜産動物飼養施設に対して、平時から所在の確認を行い、災害時の関係機関との連絡体制を設ける等の対策マニュアルを整備すべき。	本計画において整備することとしておりますが、ご意見も参考に、今後検討してまいります。	A
62	不適切な動物飼養者には、継続的な指導や所有権剥奪等の措置を講ずべき。	今後とも適正飼養の指導に努めてまいります。本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
63	犬を飼うために必要な知識、マナー、心構え等について試験を実施し、動物飼養を許可制にすべき。	今後とも適正飼養の指導に努めてまいります。本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
64	関係団体等、動物取扱業者と協力をし、生活支援犬、セラピーアニマル、模範犬等について普及啓発すべき。	普及に努めたいと考えています。	B
65	動物の返還時には、再発防止のため、飼主責任の意識向上を図り、飼養・管理に関する指導を行う。	今後も継続して指導に努めます。	A B
66	譲渡以外の生命救済措置の運用を計画に盛り込んでほしい。	愛護センターでは、老人保健施設等におけるふれあいを目的とした動物を飼育していますが、今後も施策として検討してまいります。	B
67	譲渡が難しい動物のスポンサー募集を行うべき。飼えなくても支援はしたいと考える人は必ずいる。	動物愛護団体等に協力要請をし、可能であれば検討してまいります。（譲渡以外の生命救済措置の検討の一方法として、今後検討したいと思います。）	B
68	愛護センターで譲渡をする場合、譲受者に飼養適性があるか審査し、飼養前講習等を受けたうえでの譲渡とすべき。	本県では、すでにそのシステムを導入しています。	A
69	譲渡動物は、原則、繁殖制限措置を行うことを義務化する。	現在、繁殖制限措置を譲渡時の条件としています。また、必要に応じて、追跡調査を実施しております。	A
70	譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置、適正飼育を確認し、不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を早める事も検討すべき。	現在、繁殖制限措置を譲渡時の条件としています。また、必要に応じて、追跡調査を実施しております。	A
71	飼養者、譲受人からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員等の紹介等をすべき。	今後も継続して相談に対応し、必要があれば推進員の紹介をします。	A B

72	一般家庭での里親募集に関しても相談を受け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。	今後も継続して相談に対応し、適正飼養の普及啓発に努めます。	A B
73	一般飼養者への譲渡と共にアニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにする。	今後の参考とさせていただきます。	B
74	譲渡会やしつけ方教室等の情報を広く周知すべき。	現在、動物愛護センターのホームページにおいて告知していますが、広報手段についても検討を進めてまいります。	A B
75	愛護団体等と協力し、離乳前のこねこの譲渡促進に努めるべき。	本計画において、譲渡制度の見直しをすることとしており、ご意見も参考に検討したいと考えています。	B
76	譲渡を支えるための、保育等ボランティアの募集について周知すべき。	現在、動物愛護センターのホームページにおいてボランティアを募集していますが、募集方法の広報手段についても検討を進めます。	A B
77	譲渡会を東・中・南予それぞれ2カ所くらいで行うと、希望者やボランティアが集まりやすいのではないか。	近年、東予及び南予においても、年1回の譲渡会を開催しておりますが、本計画において、譲渡会場数を拡大することとしており、ご意見も参考に検討します。	A B
78	愛護センターでの譲渡会をより頻繁にまた、より多くの犬ねこの里親を募集する。	本計画において、譲渡制度の見直しをすることとしており、より多くの動物の譲渡を進めたいと考えています。	A B
79	譲渡マニュアルを作成すべき。	作成しています。今後、必要な修正を取り入れ、よりよいものに変更してまいります。	A
80	犬ねこの譲渡会では、動物の精神的ストレスに考慮すべき。	今後とも譲渡動物への負担について配慮した状態において実施します。	A
81	民間団体やボランティアと協力体制をとって譲渡を積極的に推進してほしい。	本計画において、関係団体と連携し、譲渡制度の見直しをすることとしており、今後とも譲渡を積極的に推進してまいります。	A
82	譲渡動物の終生飼育の確認を行うべき。	譲渡前講習会でも終生飼育の重要性については徹底した説明を行っており、今後も追跡調査の実施等により確認したいと思います。	B
83	動物の殺処分方法は、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すべき。	現状では直ちに麻酔薬による殺処分に変更することはできませんが、殺処分の方法についても情報を収集する等検討の余地を残しておきたいと考えています。	B D
84	殺処分には睡眠薬を使用し、苦痛のないよう努めるべき。	現状では直ちに睡眠薬による殺処分に変更することはできませんが、殺処分の方法についても情報を収集する等検討の余地を残しておきたいと考えています。	B D
85	動物の処分際に、持ち込んだ飼主にも立ち会わせる。	本計画において、引取り制度の見直しをすることとしておりますが、ご意見も参考に終生飼育の重要性の啓発を行っていきたいと考えています。	B
86	動物愛護推進委員について、選定基準や活動状況、募集状況について広報すべき。	本計画において、動物愛護推進員の活動の活性化を行うこととしており、ご意見も参考に、動物愛護管理に熱意のある県民の募集を行い、活動内容の充実を図りたいと考えています。また、推進員の募集や活動状況についても積極的に広報することを検討しています。	B
87	老人施設等の「訪問ボランティア犬ねこ」の養成を行い処分頭数を減らす。	愛護センターでは、老人保健施設等におけるふれあいを目的とした動物を飼育していますが、今後も施策として検討してまいります。	B
88	介護犬、聴導犬等の訓練により処分頭数を減らす。	愛護センターでは、老人保健施設等におけるふれあいを目的とした動物を飼育していますが、今後も施策として検討してまいります。	B
89	犬の散歩時に、児童の登下校を見守る等の地域貢献をしてはどうか。	動物愛護団体等で取り組んでいるような地域貢献の広がりを期待しております。	B

90	ねこの飼育者に、子供とのふれあいの場を提供してほしい。	ご意見を参考にさせていただきます。	B
91	動物介在活動を推進してほしい。	現在、動物愛護センターや動物愛護団体等で実施している活動を広報するとともに、推進していきたいと考えています。 施策12を「教育現場及び地域における普及啓発・動物介在活動の推進」に修正し、「(4)福祉施設等における動物介在活動の推進 動物とのふれあいによる癒しや安らぎを目的として動物愛護センターにおいて実施している動物介在活動の推進を図ります。」を追加します。	B C
92	ねこの室内飼いを徹底する。	本計画において、屋内飼養等の推進を行うこととしており、普及啓発に努めたいと考えています。	A
93	糞の始末をしない飼主に罰金を科すような法律を制定してはどうか。	ふん害条例等の制定は、罰則を科すことよりも、ふんを持ち帰る等の意識啓発にあると考えておりますが、本計画において、マナー遵守を徹底することとしており、普及啓発に努めたいと考えています。	D
94	新規で動物取扱業から犬を購入した場合、その場で、登録できるようにできないか。	本計画において、動物病院における登録を促進することとしておりますが、ご意見の内容についても今後検討したいと思っております。	B
95	動物病院において、犬の登録ができることはよい。	今後も促進していきます。	A
96	動物病院において、狂犬病予防注射の未実施犬について、実施することを指導すべきでは。	動物病院においても普及啓発しているところであり、今後一層促進していきたいと考えています。	A B
97	犬の登録をもっと簡単にできるようにしてほしい。	登録を実施する窓口の拡大について、今後検討したいと思っております。	B
98	犬の登録、狂犬病予防注射の実施を徹底してほしい。	本計画において、登録、狂犬病予防接種率の向上を目指すこととしており、今後とも周知徹底したいと考えています。	A
99	飼主のいないねこに餌をあげている人は、ねこを飼養しているのと同じなので、適切な繁殖制限義務があり、地域で餌の後始末をするなどマナーを守る必要がある。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
100	地域ねこについての取組みも、他県の取組みを参考にし、取り入れてほしい。	計画の実施にあたって他県の取組みも参考にさせていただきます。	B
101	飼主のいないねこの適正管理等についてのガイドラインを作成し、動物愛護推進員、地域住民、獣医師等の協力のもと、地域ねこ活動やTNR活動を推進し飼主のいないねこを減少させるべき。 注：TNR活動とは、捕獲し避妊手術を実施したうえで元の場所に返すことで、結果として飼主のいないねこを減少させる活動。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
102	飼主のいないねこ対策の推進として、効果的対策が見出せずに苦慮している地域、こねこの引取り件数の多い地域を抱える市町に対し、県の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力を行うなど支援策を充実する。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
103	飼主のいないねこ対策が、単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得るべき。また、ボランティアが活動しやすい環境を作るため、県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化すべき。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B

104	公共施設における飼主のいないねこ対策として、県内関係部局や施設等の管理者、市町、ボランティア等が協力して検討するべき。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
105	飼主のいないねこについて、下記に該当する者へ行政が強く指導を行い、改善しなければ罰則を科すように条例の改善等を検討するべき。 ・「TNR活動」を拒絶し妨害する人。 ・「地域ねこ」と称して中途半端なTNR活動をする人。 ・無責任なエサやりや不妊手術に協力しない人。 注：TNR活動とは、捕獲し避妊手術を実施したうえで元の場所に返すことで、結果として飼主のいないねこを減少させる活動。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
106	TNR活動について、以下の内容にしてはどうか。 ・飼主のいないねこが問題となっている地域においては、ボランティアの協力を得て問題解決に取り組む。 ・ねこの不妊去勢及び、病気等の治療に関して、「地域の問題」として地域全体で取り組むように自治会等に指導し、経費についての助言をする。 ・餌やりの場所と時間を固定し、後片付けをきちんとする等の指導を行う。 ・餌やりやトイレの設置場所として公園等、公共の場の使用を許可する。 ・TNRされたねこについては、行政が責任を持って対処する。 ・活動開始から数年経っても改善がみられない場合は、原因調査を行い解決策を立て実行する。 ・活動に非協力的な住民には行政からの指導等を行う。 注：TNR活動とは、捕獲し避妊手術を実施したうえで元の場所に返すことで、結果として飼主のいないねこを減少させる活動。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
107	飼主のいないねこ対策として、ボランティアと連携し、現場の状況把握、ボランティアの活動への支援等を行う。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
108	野良ねこを増やさないため、マイクロチップの装着や首輪装着も推進して、愛護推進員の地域ねこの見回りも徹底してほしい。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
109	地域ねこが特に増加している場所では、避妊・去勢手術を獣医師会の協力を得て実施してほしい。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
110	飼主のいないねこへの餌やりの禁止だけを訴えることはしないでほしい。繁殖制限措置をしてから、餌を与え、地域で管理する方向で対応してほしい。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
111	飼主のいないねこ対策として、モデル地域を行政が後押しして設定して、周知すべき。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
112	野良ねこに対する不妊・去勢手術の助成金制度を充実させるよう県の獣医師会にも協力を呼び掛けてほしい。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
113	ねこも登録制にすべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
114	市町における犬ねこの定時定点収集では、飼主に対する終生適正飼養等の指導等が困難なため、場所や回数を削減すべきではないか。	各市町に協力の依頼と支援を行いたいと考えています。また、定時定点収集については、減少する方向で検討します。	B

115	市町における定時定点収集を継続するのであれば、市町において、終生適正飼養啓発普及の役割を担ってもらい、引取り・捕獲数の減少を図る必要があると考える。 市町の引取り窓口を、動物愛護担当窓口に転換し、県の愛護行政の施策を一体的なものとして進めるべき。	ご意見のとおり、各市町に協力依頼するとともに、終生適正飼養の普及啓発をしてもらうために必要な支援を行いたいと考えています。	A B
116	行政による引取りは、すべて有料化すべき。	飼主責任の明確化、繁殖制限措置の推進を目的として、有料化に向けて検討しております。	A
117	引取手数料の設定については、十分に検討すべき。手数料金額の設定次第では、殺処分自体を正当化してしまい、逆に遺棄される可能性もある。	慎重に検討したいと考えています。	B
118	引取手数料を高額にすべきではないか。	慎重に検討したいと考えています。	B
119	動物の引取りを依頼した飼主には、引取りの理由、名前の記入を義務付けるとともに、終生飼養の啓発指導をすべき。	現状では、引取りの際、申出書に氏名、理由が記載されます。終生飼養の啓発についても推進していきたいと考えています。	B
120	病気などにより回復の見込みのない動物の処分を依頼した場合は、通常料金以上にすべき。	慎重に検討したいと考えています。	B
121	犬ねこの引取りを原則禁止とし、やむを得ない理由で引取りをする場合には、引取手数料以外にも飼育費用等を別途に追加徴収するべき。	慎重に検討したいと考えています。	B
122	施設に持ち込む飼主には、殺処分の映像または実際の処分現場を見せるべき。	本計画において、引取り窓口において指導することとしております。指導内容については、ご意見も参考に検討したいと思います。	B
123	引取り数を減少させるための一方法として、飼主が引取りに出す前に、愛護センター等のホームページに動物の情報を掲示し譲受者を見つけてはどうか。	関係機関及び関係団体等と協議し、検討したいと思います。	B
124	職員は、犬ねこの引取りを近い将来廃止するという意識をもって、取り組んでほしい。	引取りがなくなことを望んでおります。	B
125	ある地域では、「 時までに へお連れ下さい」という定時放送があるが、やめるべき。	適切な方法について市町と協議してまいります。	B
126	引取りの際は、身分証明書を提出させるべき。	引取り時に飼主の適正飼養等について普及啓発することとしていますが、本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
127	無責任な飼主からの持込を規制するべき。	本計画において、引取り窓口において指導することとしております。度重なる引取り申し出への対策を検討します。	A B
128	動物を持ち込んだ飼養者が引き取りを拒否されて持ち帰った場合、飼養放棄や遺棄等の犯罪を犯す可能性もあるため、窓口に来た段階で身分証明書の記録を義務することとし、動物の写真と共に年齢・性別・特徴などを記載して保管し、追跡調査を行う等の対策を講じるべき。	人権上の問題もあり困難と考えます。	D
129	複数の獣医師による判断に基づき、回復の見込みのない病気による個体以外の飼主からの引取りを廃止する。	現状では引取り数の減少に向けて取り組むこととしており、廃止することは困難です。	D
130	こ犬やこねこの引取りを依頼した飼主が、親の繁殖制限措置を講じていない場合、強制的に措置する。	措置を強制することはできませんが、引取り窓口において、指導をすることにより啓発していきたいと考えています。また、度重なる引取り依頼者に対し、今後指導内容について検討します。	D
131	飼主の責務として、不妊・去勢手術の必要性を徹底的に普及啓発して下さい。	本計画において普及啓発することとしており、今後も継続してまいります。	A
132	不妊去勢手術を促進するため、市町と獣医師会、愛護団体等と連携し、不妊去勢手術の助成金制度の導入を働きかけるべき。	関係機関及び関係団体等と協議し、検討したいと思います。	B
133	行政から獣医師会等へ動物ボランティアへの協力を促し、不妊手術を低料金で行う獣医師の数を増やすよう努めるべき。	関係機関及び関係団体等と協議し、検討したいと思います。	B

134	飼主のいないねこに対する避妊去勢手術を推進するため、公共施設、動物病院、動物取扱業者、動物関連商品販売業者に募金箱を設置し、募金制度を導入してはどうか。	実施主体について検討する必要があります。今後の参考とさせていただきます。	B
135	自治会等で、域内のねこの不妊手術の有無を確認し、飼主に啓発する。	飼主への干渉が大きく、自治会等への負担も大きい ため、困難であると考えますが、自治会等での普及 啓発については進めていきたいと考えています。	D
136	犬ねこのワクチン接種、繁殖制限措置を義務付ける。	義務付けるのは困難ではありますが、今後とも、適正 飼養の普及啓発に努めたいと考えています。	D
137	避妊手術前の望まない妊娠を防止するために、獣医師 会と協議のうえ、早期の避妊手術実施を検討する。	適正な時期に避妊手術を実施することで、望まない 妊娠を防止できると考えています。また、避妊手術 の実施時期についても啓発していきます。	D
138	近隣住民から情報提供を受け、繁殖制限措置を実施し ていない飼主に指導を行い、改善が見られない場合 においては、所有権を剥奪するものとする。	繁殖制限措置の普及啓発に努めたいと考えていま すが、本計画は、新たな規制を設けるものではあり ません。	D
139	多頭不良飼養を制限するため、不妊・去勢手術の法的 な義務付けをしてほしい。	繁殖制限措置の普及啓発に努めたいと考えていま すが、本計画は、新たな規制を設けるものではあり ません。	D
140	産業動物の管理及び動物実験における禁止事項を明確 にし、県民による監視体制を盛り込んでほしい。	本計画において、産業動物については、法に基づく 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の遵守 を指導し、また、実験動物については、3Rの原則 について普及啓発していくこととしております。	A
141	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止す べきである。これに違反したものの氏名・機関名公表 と罰則を規定すべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
142	動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要 性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したう えで公表すべき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。 各機関における判断に委ねたいと思います。	D
143	実験施設を事前通告なしに定期的に訪問査察、現状を 把握し、国際的にも認められている基準に合ったもの か調査する。研究施設内にも倫理委員会を設け、記録 の保存と報告書の提出を義務づける。倫理委員は実験 技術者、獣医師、外部の有識者とする。研究施設内に 獣医師を一人配属させ、実験内容や動物の状態を記録 させ、委員会に報告させる。委員会は実験計画書の 内容と審査結果、実験動物の管理が充分に行われて いる様子、研究論文などをインターネットなどで情報公開 することを義務づける。悪質な場合は実験や免許の停 止をする。 動物実験は、人間に即あてはめることはできない。研 究者が探求心を満たし自分の論文が評価されるため だけの実験を多々行っている。非人道的でとても認め られるものではない実験もある。代替法研究情報のデ ータベースを作成し重複実験の防止に努めるべき。	本計画において、当面、3Rの原則について普及啓 発していくこととしております。	D
144	鶏のバタリーケージやくちばしの切断、仔牛用クレ ートや雌豚用ストール、繋ぎ飼いは、全面禁止にす べき。	本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
145	産業動物や実験動物もついて、動物の愛護と管理とい う視点からの対応が必要であるが明記されており、と てもよいと思う。		A
146	畜産業者等への指導として、国際指針である「5つの 自由（ 飢えと渇きからの自由、 肉体的苦痛と不快 感からの自由、 傷害や疾病からの自由、 おそれと 不安からの自由、 基本的な行動様式に従う自由）」 の理念について、生産者に周知し、消費者に対し普及 啓発を行う必要があることが明記されており、高く評 価する。		A

147	畜産動物に対してのみならず、飼育動物全般に動物福祉の原則として5つの自由を普及すべき。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
148	実験動物を取扱う大学や研究施設等に対しては、基準の周知徹底をする前提として、実態を把握しておく必要がある。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
149	実験動物における3Rの原則(苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement))の基準遵守の確認のために、必要に応じて施設の立入調査も行うべき。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
150	実験施設で飼育されている犬の登録、狂犬病予防注射の義務、特定動物の飼養許可について周知徹底すべき。	計画の実施にあたって参考にさせていただきます。	B
151	動物実験について、限りなくゼロに近づけてほしい。	本計画において、当面、3Rの原則について普及啓発していくこととしており、ご意見の内容に向けて努力したいと考えます。	A
152	産業動物、実験動物の福祉の推進を実施してほしい。不意な立入調査を実施し監視指導を強化してほしい。	本計画において、当面、産業動物については、法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の遵守を指導し、また、実験動物については、3Rの原則について普及啓発していくこととしております。	A
153	捕獲犬及び迷子犬の返還率の向上に努めるべき。	今後も継続して実施いたします。また、返還が容易にできるよう個体識別措置の実施について普及啓発したいと考えています。	B
154	多頭飼養等をしている者へも、不妊手術の指導を行うべき。	今後も継続して、啓発、指導を行います。	A
155	多頭飼養等をしている者が高齢等で、不妊手術のため動物を搬送することが困難な場合は、ボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行うべき。	今後も相談に応じ、可能な範囲での助言、支援に努めたいと考えています。	D
156	多頭飼育している場所を各市町で把握し、適正飼養している多頭飼育者が近隣から迫害されないようにするべき。	地域内での対話が不可欠と考えます。	D
157	多頭飼育している場所を各市町で把握し、不適切に多頭飼育している者に対し、適切な指導等を行うべき。	今後も継続して、啓発、指導を行います。	B
158	行政より認められたボランティアはその能力に応じた、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護することを、行政により許可すべき。	集合住宅における動物の飼育については、行政が関与する状況ではないと考えています。	D
159	幼弱なこ犬、こねこ等の育児ボランティアを育成・募集してはどうか。	現状でも募集しておりますが、今後一層の広報に努めたいと考えています。	A B
160	センターに保護されている動物の給餌や散歩・掃除などの世話を手伝ってくれるボランティアを募集してはどうか。	現状でも募集しておりますが、今後一層の広報に努めたいと考えています。	A B
161	ボランティア団体・個人で活動しているボランティアや多頭飼育者の場所を各市町村で把握し、行政と連携した活動を行う為に登録制度を導入してはどうか。	動物愛護及び管理に関して協力いただける団体、個人と連携して活動を行いたいと考えています。	B
162	動物愛護団体等への支援をすべき。	動物愛護団体等との協力、連携が必要であり、可能な範囲において支援していきたいと考えています。	A B
163	マイクロチップ導入にあたっては、動物への身体への影響に充分配慮すべき。	獣医療の範疇の問題となります。	D

164	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進すべきではない。	国においても、マイクロチップの導入を推進しているところであり、本県においても同様に推進したいと考えています。	D
165	マイクロチップ未装着の犬ねこに対する行政側の差別を行うべきでない。	差別することはありません。	D
166	マイクロチップの個体への絶対的な安全性を証明すべきではないか。	マイクロチップの安全性については、動物医療用具として承認機関において確認されるものです。	D
167	どのメーカーのマイクロチップが最も安全性があるかを明らかにするべき。	マイクロチップの安全性については、動物医療用具として承認機関において確認されるものです。	D
168	新規で購入する場合は、購入者負担でマイクロチップを装着してほしい。迷子札も購入させてほしい。	今後とも普及啓発に努めたいと考えていますが、本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
169	マイクロチップの値段が高い。安価で装着できるように、業界・獣医師会に呼び掛けてほしい。	マイクロチップの普及に伴い値段も下がることが予想されます。飼主に対し、マイクロチップについて普及啓発していきたいと考えています。	D
170	原則として、動物を飼養する場合はマイクロチップを挿入することを義務とすべき。	個体識別措置の普及啓発に努めることとしておりますが、本計画は、新たな規制を設けるものではありません。	D
171	マイクロチップはISO規格に対応したものとし、県内の獣医師間で挿入する料金等を統一すること。	マイクロチップの規格については、全国で一律にすることが適当と考えています。また、マイクロチップ挿入の料金については、独占禁止法により統一することはできません。	D
172	県内の警察、保健所等の関係機関にISO規格に対応したマイクロチップリーダーを配備すること。	マイクロチップの普及の程度に応じて、リーダーの配備を検討していきたいと考えています。	B
173	10年以内を目処にマイクロチップの装着率100%を目標とするべき。	現状では目標値設定のための分析ができておらず、今後の全国的な普及啓発動向を勘案して検討すべきと考えています。	D
174	マイクロチップの装着に関して、国のマイクロチップ管理体制マニュアルの作成が必要である。	国の動向を注視したいと考えています。	D
175	飼主に対し、動物が逸走した場合に、自ら搜索するとともに、関係機関への連絡を速やかに行うように指導を行い、迷子犬等の返還率の向上を目指すべき。	動物が逸走した場合、早期に関係機関に連絡をとることを広報したいと思います。	B
176	処分頭数の具体的な削減目標値を年度ごとに示してほしい。	現状では目標値設定のための十分な分析ができておらず、安易な目標値の設定をしておりません。今後、各方面からの分析を行い、目標値を設定したいと考えています。	B
177	10年後の殺処分頭数を0にすることを目標として追加してほしい。	非現実的な目標値設定は、計画の実施に支障をきたすため、今後、各方面からの分析を行い、目標値を設定したいと考えています。（「0」をめざす気持ちで取り組んでまいりますが、実現可能な目標としては設定できません。）	D
178	平成18年度の引取り数実績を、10年後までに半減以下とする目標値を追加すべき。	現状では目標値設定のための十分な分析ができておらず、安易な目標値の設定をしておりません。今後、各方面からの分析を行い、目標値を設定したいと考えています。	B
179	譲渡率の10年後の数値目標を追加すべき。	現状では目標値設定のための十分な分析ができておらず、安易な目標値の設定をしておりません。今後、各方面からの分析を行い、目標値を設定したいと考えています。	B
180	犬ねこの引取り数、捕獲数、返還数、譲渡数、殺処分数についての数値及び目標数値を記載してほしい。	現状では目標値設定のための十分な分析ができておらず、安易な目標値の設定をしておりません。今後、各方面からの分析を行い、目標値を設定したいと考えています。	B

181	愛護センター内での感染症等を未然に防ぐために、引取り動物の搬入前に健康診断をすべき。	今後も可能な範囲で健康状態の維持に努めます。	B
182	センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮するべき。	今後も可能な範囲で健康状態の維持に努めます。	B
183	愛護センターで引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。	今後も可能な範囲で延命措置に努めたいと考えますが、現実的には4週間以上とするのは不可能です。	D
184	収容動物等の収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴について、全国規模のネットワークを作るべき。また、インターネットに限らず、他の広報手段も取り入れ、収容動物の返還・譲渡を推進すべき。	現在、国において収容動物の公開ネットワークシステムを構築中であり、本県も参加しております。今後、このシステムの拡充に努めたいと考えています。	B
185	センターでの保管期間を少しでも延ばすために、市販されている餌で賞味期限が切れたものを譲渡してもらうようにはできないか。	賞味期限の切れた餌を与えることには問題があると考えています。	D
186	負傷又は衰弱した動物を保護した場合は、獣医師による治療等を行うべき。	今後も継続して実施いたします。	A
187	動物愛護管理に関する専門の調査員（特別司法警察職員）を創設するべきではないか。	全国で一律の対応とすることが適当と考えます。	D
188	「第3計画の基本方針」の「1人と動物が共生する豊かな地域社会の確立」において、「犬ねこの引取り、保管及び処分等の動物管理業務を行う機関」として、愛媛県動物愛護センターを設立しました。」と記述しているが、「犬ねこの引取り、保管及び譲渡等の動物管理業務を行う機関」として、愛媛県動物愛護センターを設立しました。」に変更すべき。	当該部分の「処分等」とは、殺処分、譲渡等のすべてを含んだ意味です。	D
189	愛護週間だけでなく、町内会等で動物の飼育者による清掃を実施してはどうか。	啓発の一方法として、ご意見を参考にさせていただきます。	B
190	処分される動物を減らすために、愛護団体等と協力し、一時預かりなどの制度を設けてはどうか。	本計画において、譲渡制度を見直すこととしており、ご意見の内容についても検討を進めたいと考えています。	A B
191	殺処分頭数を減らすために、動物愛護先進地域への視察研修や人的交流をしてはどうか。	今後の参考とさせていただきます。	B
192	センターでの活動内容を、現行の殺処分場からシェルターへと転換を行うべき。	まず、動物の収容数を減少させることが必要と考えます。	D
193	以前テレビ等で紹介されていたゴミ分別犬のように、動物の性質や特技等を活用し、地域活動への積極的な参加を働きかけてはどうか。	啓発の一方法として、ご意見を参考にさせていただきます。	B
194	地域での動物に起因する問題に対し、動物愛護および管理の両面から事案の解決を図るよう、動物愛護についてのルールづくり等を支援する。	各地域内での対話が必要です。地域の支援体制づくりについて検討してまいります。	B
195	動物愛護宝くじの発売し、目的財源として動物達のために使えるよう総務省に申請してほしい。	今後の参考とさせていただきます。	B
196	動物に関する問題対応窓口の明確化すべき。	今後とも相談窓口の周知に努めてまいります。	B